

諮 問 書

和光市個人情報保護条例第6条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

- 1 市の施設等に設置する防犯カメラ及び通話録音装置により撮影された映像及び録音された音声における個人情報の収集について
 - ア 個人情報取扱事務の名称及び概要
 - 名称 和光市防犯カメラ、通話録音装置の設置及び運用
 - 概要 市の施設等における安全を確保するとともに、業務の公正かつ適正な執行を図るため、犯罪の予防及び犯罪発生後の事件の解明等を目的に防犯カメラ及び通話録音装置を設置する。
設置に当たっては、「和光市防犯カメラ及び通話録音装置並びに映像等の取扱いに関する要綱」を定め、撮影された映像及び録音された音声を適正に運用、管理するものです。
 - イ 個人情報取扱事務の実施機関及び主務課の名称
 - 和光市市民環境部戸籍住民課
 - 和光市総務部収納課
 - 和光市保健福祉部社会福祉課
 - ウ 収集する個人情報の内容
 - 顔、体形等の容姿並びに音声により発せられた氏名、住所等の情報
 - エ 本人以外から収集する理由
 - 防犯カメラによる映像又は通話録音装置による音声を記録することは、本人の同意を得ずに個人情報を収集することとなるため。
 - オ 収集先
 - 防犯カメラにより撮影された映像又は通話録音装置により録音された音声
 - カ 対象者の範囲
 - 防犯カメラで記録された映像については、不特定多数。
 - 通話録音装置で録音された音声は、以下に該当する者。
 - (1) 脅迫、恐喝などに該当又はそのおそれがある者
 - (2) 訴訟に発展するおそれがある者
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある者
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、使用することがやむを得ないと認められる者
 - キ 第3項の規定により本人への通知をしない理由
 - 防犯カメラについては、個人を識別できることが困難なため。通話録音装置については、対象範囲の性質上、本人への通知はそぐわないため。

和光市個人情報保護条例

(収集の制限)

- 第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から情報の提供を受けて収集するとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業で本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は事務事業の性質上本人から収集したのでは事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 国及び他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (8) 居所不明、心神喪失その他の事由により本人から収集することができないとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、和光市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集する必要があると認められるとき。
- 3 実施機関は、前項第9号の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、その事実及び内容を書面により本人に通知するものとする。ただし、審議会の意見を聴いた上で、本人に通知する必要がないと認められるときは、この限りでない。